

医療安全管理研修(オンデマンド)のお知らせ

2月14日から28日まで、医療安全管理研修をビデオ配信しておりますので、ご都合をつけて必ずご視聴下さい。

< 最近の話題 > 調剤報酬改定情報(2) — 自家製剤加算、調剤管理料加算などについて —

※ 薬剤調製料の加算：自家製剤加算

自家製剤した薬剤の加算において、「予製剤としての自家製剤の場合は規定点数の100分の20に相当する点数」との現行規定が、今回改定では、**錠剤を分割する場合も同様の扱い**となった。

区 分			改訂前	改定後
内服薬 及び 頓服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、 散剤、顆粒剤又はエキス剤	内服薬 (7日分ごと)	20点	据え置き
		頓服薬	90点	
	液剤	45点		
外用薬	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、 リニメント剤、坐剤		90点	
	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75点	
	液剤		45点	
予製による場合は100分の20に相当する点数			予製による場合又は 錠剤を分割する場合は 100分の20に相当する点数	

< 錠剤を半割した場合の現行と改定後の点数比較 >

●内服

投与日数	1~7日	8~14日	15~21日	22~28日
現 行	20点	40点	60点	80点
改定後	4点	8点	12点	16点
増 減	▲16点	▲32点	▲48点	▲64点

●頓服

現 行	90点
改定後	18点
増 減	▲72点

※ 自家製剤した薬剤とは、製剤行為の結果、原則として剤形が変化したものが該当する
 ・錠剤を粉砕⇒散剤 ・主薬を溶解⇒点眼剤 ・主薬に基剤⇒坐剤、他

※ 調剤管理料の加算

1. 重複投薬・相互作用等防止加算：現行の薬剤服用歴管理指導料での加算が、再編された。(点数は据え置き)

・残薬調整に係るもの以外の場合=40点 ・残薬調整に係るものの場合=30点

[算定要件] 適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない場合は算定不可

現行規定では、特例として、3か月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下の場合に算定不可。

2. 調剤管理加算(新設)：ポリファーマシー対策として一元把握・管理の点数として新設された。

・始めて処方箋を持参した場合=3点

・2回目以降に処方箋を持参した場合であって、処方薬剤の変更又は追加があった場合=3点

[算定要件] 複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者等に対して、服薬状況等の情報を一元的に把握し、必要な薬学的管理を行った場合

※複数の医療機関から6種以上の内服薬について服薬指導や薬歴作成などで作業時間が長くなることで算定され、「Do 処方」の場合を避けるために、「初回」もしくは「2回目以降で変更・追加があった場合」に分けられたと考えられる。

[施設基準] 重複投与と解消に係る取り組みの実績を有している保険薬局

※重複投与・相互作用等防止加算の算定件数や服用薬剤調整支援料の算定回数、実績となると考えられる。

3. 電子的保健医療情報活用加算(新設)：オンライン資格確認システム導入促進、マイナポータル薬剤情報の活用推進

[算定要件] 施設基準を満たす薬局において

・オンライン資格確認により、患者の薬剤情報等を取付した上で調剤を行った場合に3点

・オンライン資格確認により、患者の薬剤情報等の取得が困難な場合は、3月に1回に限り1点(2024年3月31日迄)

[施設基準] ・オンライン請求を行っていること ・オンライン資格確認を行う体制を有していること

・オンライン資格確認に関して、薬局の見やすい場所に掲示していること

以上についての具体的なルールの詳細は、3月の告知・通知によって示される予定です。